

○筑西市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

平成19年9月28日市告示第138号

改正

平成19年12月13日告示第160号

平成23年4月1日告示第57号

平成25年6月3日告示第98号

平成27年6月16日告示第104号

平成30年2月6日告示第11号

平成30年6月22日告示第112号

令和2年3月31日告示第60号

令和4年3月31日市告示第83号

令和6年11月25日市告示第245号

筑西市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広告掲載料による自主財源の確保に資するため、本市における有料による広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載媒体)

第2条 広告を掲載することができる媒体（以下「掲載媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市が発行する広報筑西「ピープル」のうち毎月1日号（以下「広報紙」という。）
- (2) 市がインターネットに情報発信する筑西市ホームページ（以下「ホームページ」という。）
- (3) 市の執行機関及び公営企業が、専用の封筒を使用する業務以外で使用する封筒（以下「業務用封筒」という。）

(広告掲載の要件)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 意見広告及び個人の宣伝を内容とするもの
- (6) 虚偽、誇大若しくは紛らわしい表現により誤解又は不利益を与えるおそれがあるもの
- (7) 掲載媒体の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの
(広告の掲載位置、規格、掲載料等)

第4条 掲載媒体に係る広告の掲載位置、規格、掲載料等は、別表第1に定めるとおりとする。
(広告掲載の回数及び期間)

第5条 広告掲載の回数又は期間の範囲は、次の各号に掲げる掲載媒体の区分に応じ、当該各号に定める回数又は期間の範囲内とする。

- (1) 広報紙 1回以上とし、当該初回の掲載から連続して12回まで
- (2) ホームページ 1月以上とし、月単位で掲載の初日から連続して12月が経過する日まで
- (3) 業務用封筒 この要綱の規定により作成した業務用封筒の使用が終了するまで

2 前項各号に掲げる掲載媒体の広告掲載は、再掲載を妨げない。
(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、広報紙、ホームページその他適切な方法により、必要に応じて掲載媒体の種別ごとに、第17条第2項に掲げる庶務主管課が行うものとする。
(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）に市長の指定する形式による原稿を添えて、市長が定める期日までに、第17条第2項に掲げる庶務主管課に申し込まなければならない。

- 2 前項の規定により申し込むことができる広告は、申込み1回につき掲載媒体ごとに1枠とする。
- 3 前項の規定は、業務用封筒に係る広告掲載の募集に際し、同時に数種類の業務用封筒の広告掲載を募集した場合は、同項中「掲載媒体ごとに」とあるのは「同一の業務用封筒について」と読み替えて適用する。
- 4 広告掲載の回数又は期間が終了していない広報紙及びホームページの広告にあつては、同様の広告内容を同一の掲載媒体に申し込むことはできない。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の申込書の提出があつたときは、速やかに筑西市有料広告掲載運営委員会（以下「運営委員会」という。）の検討を経て、掲載の可否を決定し、広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、広告掲載申込みの内容が一般的又は定例的なもので、運営委員会の検討を必要としないと認めるときは、市長は、当該運営委員会の検討を経ないで、審査のうえ、掲載の可否を決定することができるものとする。
- 3 市長は、広告掲載の申込件数が募集件数を超えたときは、別表第2に定める申込者の優先順位により広告掲載を決定するものとする。この場合において、広報紙及びホームページにあっては、優先順位が同じものについては、掲載する回数が多く、又は期間が長いものを優先することができる。
- 4 広報紙及びホームページの広告掲載にあっては前項後段の規定により、業務用封筒の広告掲載にあっては前項前段の規定により、優先順位を決定できないときは、くじにより決定するものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が前条第1項の決定通知書により指定する期日までに、市長の指定する方法により広告掲載料を納入しなければならない。

(広告の作成及び経費の負担)

第10条 掲載媒体に掲載する広告は、広告主において作成し、当該作成に係る経費は、広告主が負担する。

(申出による広告掲載の中止)

第11条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を中止することができる。ただし、業務用封筒の広告掲載は、この限りでない。

- 2 前項の規定により広告掲載を中止しようとするときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載の決定の取消し等)

第12条 市長は、広報紙及びホームページの広告掲載について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載の決定を取り消し、又は広告掲載を中止することができる。

- (1) 指定する期日までに、広告掲載料を納入しないとき。
 - (2) 指定する期日までに、広告原稿を提出しないとき。
 - (3) 広告主又は広告の内容が第3条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
 - (4) 広告主が第14条の規定に違反したとき。
 - (5) 広告主の破産又は広告主若しくは広告の内容に公序良俗に反する行為等の事実があったとき。
- 2 市長は、業務用封筒の広告掲載について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、広

告掲載の決定を取り消し、又は業務用封筒の使用を中止することができる。

(広告掲載料の返還)

第 13 条 既に納入した広告掲載料は、返還しない。ただし、広報紙及びホームページの広告掲載料にあっては、広告主の責めに帰さない事由により広告が掲載できなくなったときは、納入済みの料金の全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料の額は、掲載媒体の種別ごとに次に定めるところによる。この場合において、還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(1) 広報紙に係る広告掲載料の還付 納入済みの広告掲載料に係る発行回数のうち、掲載広告を印刷していない広報紙の発行回数を当該納入済みの広告掲載料に係る発行回数で除して得た数を当該納入済みの広告掲載料に乗じて得た額

(2) ホームページに係る広告掲載料の還付 広告掲載を中止した日の属する月にあっては、納付済みの広告掲載料を掲載期間の月数で除して得た額を日割り計算によって算出した額とし、広告掲載を中止した日の属する月後の月にあっては、納付済みの広告掲載料を掲載期間の月数で除して得た額とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第 14 条 広告主は、広告の掲載に係る一切の権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(広告掲載の責任)

第 15 条 広告主は、広告の掲載内容その他掲載された広告に関する一切の責めを負うものとする。

(損害賠償)

第 15 条の 2 市長は、第 11 条の規定により広告の掲載を中止し、又は第 12 条の規定により広告の掲載を取り消し、若しくは中止したことにより生じる広告主又は第三者の損害について、一切の責めを負わないものとする。

2 市長は、第 11 条の規定により広告の掲載を中止し、又は第 12 条の規定により広告の掲載を取り消し、若しくは中止したことにより生じる市の損害について、当該広告主の責めに帰すると認めるときは、当該広告主に対して損害賠償を請求することができる。

(免責)

第 16 条 ホームページの広告掲載において、次に掲げる事由により、当該広告が一定期間停止する場合にあっては、市は、当該停止に係る広告掲載料の返還、損害賠償等の責めを負わないものとする。

(1) サーバー、ソフトウェア等に対して市長等が行う点検、修理、補修、改良等に伴う停止

- (2) 地震、水害、落雷等の天災若しくは火災、停電、第三者による不正アクセスその他の市の責めに帰さない事由によるサーバー、通信回線等の事故又は障害による停止

(運営委員会)

第 17 条 第 8 条第 1 項に規定する運営委員会は、市長公室長、財務部長、広報主管課長、総務主管課長、企画主管課長、管財主管課長その他必要と認める関係課長等で組織する。

2 運営委員会の庶務は、次に掲げる掲載媒体の種別ごとに、当該各号に定める主管課で処理する。

(1) 広報紙及びホームページ 広報主管課

(2) 業務用封筒 管財主管課

3 前 2 項に規定するもののほか委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(要綱の変更等)

第 18 条 市長は、広告主に予告することなく、この要綱の内容を変更することができる。

2 市長は、前項の規定によりこの要綱の内容を変更するときは、広告主に対し、速やかに当該変更の内容を通知するものとする。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

(筑西市ホームページ有料広告掲載要綱の廃止)

2 筑西市ホームページ有料広告掲載要綱（平成 18 年市告示第 99 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の筑西市ホームページ有料広告掲載要綱の規定により掲載された広告、申込みの手続等については、この告示による筑西市有料広告掲載の取扱いに関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 19 年市告示第 160 号）

この告示は、平成 19 年 12 月 14 日から施行する。

附 則（平成 23 年市告示第 57 号）

(施行期日)

1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の筑西市有料広告掲載の取扱いに関する要綱の規定は、施行日以後の広

告掲載の申込みについて適用し、施行日前の広告掲載の申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年市告示第 98 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年市告示第 104 号）

この告示は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の筑西市情報公開及び個人情報保護制度運営委員会設置要綱の規定、第 2 条の規定による改正後の筑西市民病院診療情報公開制度運営委員会設置要綱の規定、第 3 条の規定による改正後の筑西市開発行為等に関する指導要綱の規定、第 4 条の規定による改正後の筑西市要保護児童対策地域協議会設置要綱の規定、第 5 条の規定による改正後の筑西市有料広告掲載の取扱いに関する要綱の規定、第 6 条の規定による改正後の筑西市窓口業務の時間延長実施要綱の規定、第 7 条の規定による改正後の筑西市まちづくり出前講座実施要綱の規定、第 8 条の規定による改正後の筑西市税特別滞納整理実施要綱の規定、第 9 条の規定による改正後の筑西市男女共同参画基本計画推進本部設置要綱の規定、第 10 条の規定による改正後の筑西市介護老人福祉施設等整備事業者選定委員会設置要綱の規定、第 11 条の規定による改正後の筑西市民病院経営形態に関する検討委員会設置要綱の規定、第 12 条の規定による改正後の筑西市防犯カメラの運用に関する要綱の規定、第 13 条の規定による改正後の筑西市軽自動車税課税保留等事務取扱要綱の規定及び第 14 条の規定による改正後の筑西市介護保険福祉用具購入費の受領委任払いに関する要綱の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年市告示第 11 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年市告示第 112 号）

この告示は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年市告示第 60 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日市告示第 83 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 25 日市告示第 245 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行の日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の筑西市有料広告掲載の取扱いに関する要綱の規定は、施行の日以後に発行する広報誌に係る広告掲載について適用し、同日前に発行する広報誌に係る広告掲載につい

ては、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

広告の掲載位置、規格、掲載料等

1 広報紙

掲載位置	規格（縦×横）	掲載料
紙面（表紙及び最終面を除く。）	2 6 7 × 1 8 0 mm	1 回当たり 1 2 0, 0 0 0 円
	2 1 2 × 1 8 0 mm	1 回当たり 9 6, 0 0 0 円
	1 5 8 × 1 8 0 mm	1 回当たり 7 2, 0 0 0 円
	1 0 3 × 1 8 0 mm	1 回当たり 4 8, 0 0 0 円
	4 9 × 1 8 0 mm	1 回当たり 2 4, 0 0 0 円
	4 9 × 8 8 mm	1 回当たり 1 2, 0 0 0 円

2 ホームページ

掲載位置	規格（縦×横）	掲載料
トップページであって、別途指定する位置	表示方式は、バナー広告とし、1 枠当たり縦 5 2 ピクセル、横 1 3 7 ピクセル、4 K B 以内であって、G I F 形式（G I F アニメーションは、可とする。）	1 月当たり 5, 0 0 0 円

3 業務用封筒

掲載位置	規格（縦×横）	枠数	刷色	掲載料	枚数
長形 3 号の裏面であって、別途指定する位置	1 枠当たり 5 0 × 1 0 0 m m	3 枠まで	表面の刷色 と同色によ る単色刷	1 枚につき 1 枠当 たり、封筒の印刷 に係る費用に 3 分 の 1 を乗じて得た 額（小数点第 2 位 を切上げ）に相当 する額	2 0, 0 0 0 枚

別表第 2（第 8 条関係）

申込者の優先順位

優先順位	申込者の区分
1	市内に事業所を有する企業等のうち、その事業内容が公共的性格を有する企業等に係る広告
2	市内に事業所を有する企業等のうち、前号に掲げる企業等以外の企業等に係る広告
3	国、地方公共団体及び公社、公団、公益法人並びにこれらに類するものに係る広告
4	第 1 位及び第 2 位に掲げる企業等以外の企業等に係る広告
5	その他掲載することが適当であると市長が認める広告

様式第 1 号（第 7 条関係）

広告掲載申込書	
年 月 日 筑西市長 様 （申込者）所在地 名 称 代表者名 印 電話番号 広告掲載をしたいので、筑西市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。	
広告の内容	
☐ 広報筑西「ピープル」	
掲載回数	連続 回 年 月 日第 号から 年 月 日第 号まで （注）毎月 15 日号を除く。
規 格	☐ 267×180mm ☐ 212×180mm ☐ 158×180mm ☐ 103×180mm ☐ 49×180mm ☐ 49× 88mm （注）表紙及び最終面を除く。
担当者氏名	
☐ 筑西市ホームページ	
掲載期間	連続 月 年 月 日から 年 月 日まで
U R L	
E-mail	
担当者氏名	
備 考	掲載の規格は、縦 52 ピクセル、横 137 ピクセル、4KB 以内の GIF 形式によります。
☐ 業務用封筒	
担当者氏名	

第 号
年 月 日

広告掲載・不掲載決定通知書

（申込者）

様

筑西市長 印

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載について次のとおり決定したので、筑西市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定により、通知します。

また、納入期限及び広告掲載料については、同要綱第9条の規定により、次のとおり通知します。

1 掲載・不掲載の別等

☐ 掲 載		
広報筑西 「ピープル」	掲載回数	連続 回 年 月 日第 号から 年 月 日第 号まで （注）ただし、毎月15日号を除く。
	規 格	
筑西市 ホームページ	掲載期間	連続 月 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで
業務用封筒	掲載位置	
	印刷枚数	枚
☐ 不掲載		
掲載しない理由		

2 広告掲載料納入期限

納入期限	年 月 日	
納入額	広告掲載料	円
	計	円